

私たち こんな活動しています!

●民事介入暴力対策委員会委員

藤原 邦仁 (65期)
Kunihito Fujiwara



1.はじめに

民事介入暴力対策委員会は、現在、138名の委員及び幹事が所属しており、古田雄久委員長（52期）及び11名の副委員長をはじめ、多数の委員が活躍しています。

「民暴」というと、暴力団対策ばかりイメージされそうですが、近時は特殊株主対策をはじめとする株主総会対応、企業の不祥事対応、企業や個人、行政に対する不当要求対応など、当委員会の活動は幅広い分野に及んでおり、委員会活動を通じ、弁護士としての基本的なスキルのみならず、様々なノウハウを得ることができます。

2.当委員会の主な活動

当委員会では、民事介入暴力対策及びこれに関連する分野の研究、各種研修会の実施、個別の民暴事件の事件処理を主として取扱っています。

(1)民事介入暴力対策及びこれに関連する分野の研究

常時、複数のワーキング・グループを設置し、民事介入暴力の被害者の救済、株主総会対応、企業の不祥事対応、企業や個人、行政に対する不当要求対応等を中心に研究を行っています。

これらの研究は、委員会内にとどまらず、警視庁、東京地方検察庁、東京法務局、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）、財団法人暴力団追放運動推進都民センター（暴追都民センター）などの外部機関とも連携し、情報交換・意見交換を行っています。

(2)各種研修会の実施

委員会内の研修会として、これまで蓄積された

ノウハウや、最新の研究の成果を共有するため、例年、夏に1泊2日の合宿を箱根で行っています（本年度は残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました）。研修会で取り上げた近時のテーマは、「特殊詐欺に対する組長訴訟」、「民事執行法の改正」、「インターネット上のクレーム対応」、「行政対象不当要求への対応」、「暴力団離脱者の社会復帰支援」、「IR整備法と反社会的勢力の排除」、「暗号資産研究」、「暴力団の上納金に対する課税の問題」等、民暴対策に関連する幅広い分野を取り扱っています。これらの研究の成果として得た知見を委員会でも共有し、各自のスキル向上や最新の動向もフォローしています。

委員会外での研修会としては、二弁の定例研修として一般会員向けに情報提供を行っています（昨年度のテーマは「企業における不当要求対応の基礎と近時の応用例」）。

更に、特防連や暴追都民センター、地方自治体等の外部機関が主催する企業や市民向けの研修会等に委員を派遣しています。

外部機関との研修会として代表的なものは、東京国際フォーラムで開催される「模擬株主総会」が挙げられます。これら外部機関との研修会では、弁護士が講義を担当するのみならず、寸劇のシナリオ作成や演技（役者）も全て弁護士が担当することになり、普段の業務とはちょっと違った経験もできます。もちろん解説講義も、パネル・ディスカッションの方法を工夫するなど、聴衆に飽きられないよう、より分かりやすく、より実践的な内容となるよう例年工夫しています。

これら研修会はコロナ禍により中止を危ぶまれましたが、DVD作成や動画配信に切り替え、本年度も実施しています。

(3) 個別の民暴事件の事件処理

当委員会のもうひとつの主要な活動として、民事介入暴力被害者救済センター等を窓口とする個別の民暴事件への対応があります。

当委員会では、暴力団の組長に対する責任追及訴訟、暴力団組事務所への排除、反社会的勢力との関係の遮断など本格的な民暴事件から、クレーム・不当要求対応など、様々な事件を取り扱います。

事件処理にあたっては、経験豊富なベテランと若手の委員を交えたチームを編成し、民暴事件の経験がない若手でも対応できるようOJT体制を整えています。民暴事件の進行は毎月の委員会報告し、委員会内でアドバイスをもらうこともあります。実際に事件を担当しなくても、委員会に参加することで、事件処理のノウハウを知ることが可能です。

3. 委員の交流

当委員会では、夏季合宿のほか、忘年会（こちらも本年度は中止せざるを得ませんでした。）などの行事を実施し、委員同士の親睦を図っています。若手からレジェンド級の民暴弁護士まで、委員・幹事が一堂に集い、過去に学び将来に生かすために語る様子は、当委員会ならではの光景です。

また、弁護士日誌にも予定が記入されている年2回の民暴大会（全国各地で開催され、全国の民

暴弁護士が集う。）に参加し、最新の知見も習得しています。ちなみに、当委員会の民暴大会の参加者は、食事会を開催し、各地の美味に舌鼓を打つことが委員会活動の楽しみのひとつともなっています。

4. 若手委員のコメント (新井 優樹・70期)

私は、弁護士登録初年度から民暴委員会に参加し、外部団体主催の研修会の講師から民暴委員会にて受任する案件への参加に至るまで様々な活動を行っています。

民暴委員会にて受任する案件では、諸先輩方の不当要求対応のノウハウを間近で学ぶことができます。反社だけでなく、粗暴な方を相手方とする事件全般に応用可能な汎用性の高いノウハウが多いため、日々の顧問先企業からの法律相談や事件対応に非常に役立っています。

また、私は、民暴委員会に知り合いが一人もない状態で委員会に参加しましたが、様々な先生方にお声掛けをいただいたこともあり、今では気軽に相談できる先生が何名もいる状況になりました。

委員会活動では、日々の実務に生きるノウハウを数多く学ぶことができるうえ、他の法律事務所や企業に所属される先生方との関係性を深めることができます。

特に若手の先生は得るものが多いので、委員会活動に積極的に参加されることをおすすめします。

5. おわりに

当委員会の活動は、民事介入暴力対策にとどまらず、幅広い分野に及んでいます。「民暴」には男くさいアナクロな印象があるかもしれませんが、女性委員や企業内弁護士の委員も種々の分野で活躍しています。様々なバックグラウンドをお持ちの先生方のご参加もお待ちしています。 ■



長崎での食事会(2015年)